

全項目評価書(市民税課分)の見直しの概要について

1. 見直しに至った経緯

令和4年度の税制改正により、地方税法令に基づく申告・申請手続のうち、実務的な準備が整ったものから、順次 eLTAX(デジタル化)での対応を拡大していくこととされた。個人住民税申告については、令和8年度(2026年度)申告分(令和7年分の収入に対する申告分)から電子化されることに伴い、特定個人情報保護評価書の見直しを行う必要が生じたため。

2. 見直し箇所について

納税者から当該申告情報に関するデータを、次のシステムを通じて、個人住民税システムに取り込むため、リスク対策に関する見直しを、次のとおり行うもの

(1) 3種類のシステムを経由

ア.個人住民税申告ポータル(地方税共同機構)

イ.マイナポータル申請管理(デジタル庁)

ウ.申請管理システム(DSK)

上記システムはいずれも新規開発のものではなく、地方税共同機構やデジタル庁が主導している標準化システムに搭載されているシステムであり、イ及びウについては、庁内他課で導入済

(2) 特定個人情報ファイルの取扱いに関するリスク対策について

当該ファイルに関するリスク対策については、地方税共同機構より指針が示されており、その内容に沿って見直しを行ったものである。

① Ⅲ.(2)特定個人情報の入手

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書を、住民税申告の申請データに付与することで本人以外のなりすましを防止する。

また、当該申請データを受信する際は、LGWAN 回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等を防止するとともに、通信自体についても暗号化を図る。

② Ⅲ.(5)特定個人情報の提供・移転(リスク1・リスク3)

特定個人情報の提供・移転の具体的な方法及びリスクに対する措置の内容について、「申請管理システム」の文言を追加したもの。

③ Ⅲ.(7)特定個人情報の保管・消去(リスク1⑥)

申請データの保管先であるマイナポータル申請管理との接続には、LGWAN 回線を用いることで、外部からの盗聴、漏えい等を防止する。
また、通信自体も暗号化している。

LGWAN 回線接続端末に対するウイルス検出ソフトウェア等を導入することで、ウイルス定義の定期的な更新及びウイルスチェックを行いマルウェア検出を実施する。

④ Ⅲ.(7)特定個人情報の保管・消去(リスク3)

申請データの削除については、マイナポータル申請管理から申請管理システムへの取込期限を5営業日までとしている。取込期限を経過した申請データについては、自動削除される。